

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

それは本物!? 偽SMSにご注意を!

全国の消費生活センターなどには、宅配便業者を装った「不在通知」の偽ショートメッセージサービス(SMS)に関する相談が寄せられています。偽SMSに記載されている偽サイトへ誘導するためのURLにアクセスすると、身に覚えのない請求を受けることがあります。

事 例

スマートフォンにSMSで宅配荷物の不在通知が届いた。確認するためリンク先にアクセスすると何かをダウンロードしていたようだが、すぐに元に戻ったので放置した。数日後、見知らぬ人から不在配達の荷物受け取りについて電話があったが、「私は無関係だ。」と伝え電話を切った。その後、携帯電話の請求明細で1万円以上もの通信料の請求があったことを知った。これは、SMSが届いて以降、私の携帯電話から知らぬ間に海外宛てにSMSを100回以上発信していたことによるものであった。

注意する ポイント

- ①SMSやメールで「不在通知」が届いても、安易に記載のURLへアクセスしないようにしましょう。
- ②URLにアクセスしても、提供元不明アプリのインストールや個人情報の入力はいないようにしましょう。
- ③セキュリティソフトの活用など、偽SMSなどへの事前対策を行いましょう。

●**渋川市消費生活センター** ☎22-2325

(月)～(金)午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

新型コロナウイルス ワクチン接種に便乗 したトラブルや 悪質商法にご注意を！

●**茨城県消費生活センター** ☎22-2325

(月)～(金)午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



●**新型コロナワクチン詐欺** 消費者ホットライン
☎0120-797-188

●**厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター**
☎0120-76-1770

ワクチン接種を理由に、金銭を要求する公的機関を名乗る電話や、個人情報を聞き出す不審な電話についての相談が、全国の消費生活センターに多く寄せられています。

事 例

突然、「新型コロナワクチンを接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込んでほしい。」という、不審な電話がかかってきた。

注意する ポイント

ワクチン接種は、**接種費用は無料(全額公費負担)**のため金銭を求められることはありません。また、個人情報を電話やメールで求めることもありません。

厚生労働省では新型コロナウイルスワクチンに関するコールセンターを設けています。また、消費者トラブルに関して国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設しています。トラブルにあってしまい、どうしたらいいかわからないときは、ご相談ください。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

身近な存在「契約」とは

土地や車を買うなどの大きな買い物だけでなく、飲み物を買う、映画を見るなどの日常的に行う買い物も契約に含まれます。

契約とは「法的な拘束力を持つ

約束」と言われており、消費者の申し出に対し、事業者が承諾することにより成立します。

契約は双方が同意することで成立します。消費者には代金を支払う義務が発生し、事業者には消費者が求めるものを引き渡す義務が発生します。これらの義務が守られない場合、片方の者は契約の達成を要求し、場合によっては損害賠償の請求や契約の解除などを求めることができます。

車などの大きな取引には契約内容や条件が複雑になり契約書に書かれた内容や約款、口頭による説明が重要になり、義務関係やトラブルによるペナルティが複雑になります。

／ 契約成立 ／

はい
〇〇円です。



これください。



● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月)～(金)午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



消費者の 心得

- ① 多くの場合契約は口約束で成立しますが、契約内容や条件は必ず確認する習慣をつけましょう。
- ② 特に大きな取引や内容がわかりにくい契約については、事業者へ説明を求め、自分自身で契約内容や条件などを理解しましょう。
- ③ 契約には法的な責任が伴うため、原則として一方の都合だけでやめることはできません。しっかり考えて契約をしましょう。

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

「契約」ってなんでも 成立してしまうの？

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

（月）～（金）午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



6月号では、消費者にとっては身近な存在である「契約」について紹介しました。民法では、契約の無効や成立後の取消しができる場合を定めています。

契約が無効となる場合

- ① 意思能力のない人が行った契約です。過去に、認知症の人が、自分の住む家がなくなってしまうことを理解できないまま、自宅の売買契約を結んでしまい、後に契約が無効となった例があります。
- ② 公序良俗に反する契約です。一般的な秩序や倫理から逸脱した契約は無効となります。
- ③ 消費者の利益を不当に害する契約です。例えば、料理教室の主催者が参加者に対して、けがをしても一切補償をしない場合などです。

契約の取消しができる場合

- ① 未成年者が行った契約です。原則として法定代理人（親権者など）の同意が必要ですが、同意がない契約は、一定の場合を除いて取り消すことができます。
- ② 不当な勧誘で申し込みをさせられた契約です。例えば、事業者に帰ってほしい意思を示しても居座り続け、仕方なく契約してしまった場合などです。
- ③ 重大な勘違い（錯誤）による契約です。例えば、契約書に土地の価格が「1,000万円」と記載してあるものの、買主は「100万円」と記載してあると思い込んで契約してしまった場合などです。

ただし、上記に該当する場合でも、契約内容や締結過程の事情によっては、無効にならないまたは、取り消しできないことがあります。おかしいと思うことや不明な点があれば、お気軽に消費生活センターなどへ相談してください。

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ



クーリング・オフって何？

●**茨城県消費生活センター** ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



広報6月号・7月号で、契約について紹介しました。今回はクーリング・オフについて紹介します。
クーリング・オフとは、消費者がある特定の取引により契約の申し込みや締結をした場合に、冷静に考えなおす時間を与え、一定期間内であれば申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

どんなときに使えるの？

- ・訪問販売（家庭訪問などの営業所以外での契約）
- ・電話勧誘販売（業者の電話での勧誘による契約）
- ・連鎖販売取引（マルチ取引）
- ・特定継続的役務提供（継続的なサービスの提供を受ける契約）
- ・業務提供誘引販売取引（提供される仕事で収入を得るために必要な物品を購入する契約、内職商法）
- ・訪問購入（業者が自宅などで商品の買い取りを行う契約）



どうやって申し出するの？

決められた期間内に書面で、特定記録郵便などで送ります。期間内に事業者が届く必要はありません。通知は自分で書くことができます。町ホームページでは、クーリング・オフの期間や通知書の見本を紹介しています。ご覧ください。

※条件によってはクーリング・オフができない場合があります。取引形態によって申し出ができる期間は異なります。
クーリング・オフができるか不安な場合は、消費生活センターなどへご相談ください。

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

話題の「サブスク」 思わぬ落とし穴が...

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月～金)午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



サブスクとは、サービスやものを定額制で利用する「サブスクリプション」の略です。料金を支払うことで、一定期間、主にインターネット上で提供されるサービス(音楽や映画、ドラマなど)を受けることができます。最近では車、服、ブランド品のレンタルなど、さまざまな業界に広がっています。気軽に楽しめる一方で、申し込みをしてから気づくようなトラブルもあります。

事例

- パスワードを忘れてしまい、ログインができなくなってしまった。また、パスワードの再設定機能が見当たらず、契約は継続したままサービスを受けることができなくなってしまった。
- 1カ月無料のキャンペーン期間に申し込みをした。その後契約していたことを忘れてしまい、支払いを続けていた。事業者へ返金を求めたが返金は一部のみだった。

トラブル防止 のポイント

- 事業者やサイトによってパスワードを忘れてしまったときの対応や連絡方法は異なります。ヘルプページなどで確認しましょう。事業者との連絡方法を把握しておきましょう。
- 自分の契約状況について定期的に確認・点検するよう心がけましょう。また、事業者により「解約」や「退会」の意味が異なる場合があります。

サブスクリプション契約は自らが解約の手続きをしない限り自動更新されるケースが多いです。金額が低い場合は契約していることを忘れて放置してしまうケースも少なくありません。自分や家族の契約状況を再確認してみましょう。

2021年10月

月1で学ぶ！
消費者の賢コッ

成年年齢の引き下げ について①

民法改正により2022年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより2022年4月1日時点で18歳、19歳の人は2022年4月1日に新成人となります。

2022年4月1日以降、18歳から可能になること

- 親の同意がない契約
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードを作る
 - ・1人暮らしの部屋を借りる
- 10年間有効のパスポートの取得
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得
- 結婚(男女とも結婚可能年齢を18歳に統一)
※例外あり
- 性同一性障害の人の性別取扱い変更の申し立て

成年年齢が18歳に引き下げられても20歳に達しないと許可されないことがあります。これは心身への影響や社会的な責任を考慮したうえでの決まりとなっています。

成年年齢引き下げが、私たちの暮らしにどのような影響を与えるのか確認をしておきましょう。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



2022年4月1日以降も20歳から可能になること

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬や競輪、オートレースなどのギャンブル
- 大型・中型自動車免許などの取得
- 養子をむかえる



月1で学ぶ！
消費者の賢コッ

成年年齢の引き下げ について②

● 茨城県消費生活センター ☎22-2325

(月)～金 午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



2022年4月からの成年年齢引き下げにより、18歳から自分の意思で契約ができるようになります。一方で、成年年齢の引き下げにより、未成年者取消権で保護されていた18および19歳は保護対象外になります。未成年者取消権とは、未成年者が行った契約を取り消しできる権利です。

※要件があります。契約の流れについては町ホームページで紹介しています。

成年年齢引き下げによる影響

保護がなくなった直後の成年は悪質な業者のターゲットになりやすく、成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害の拡大が懸念されています。

注意する ポイント

成年に達すると、法定代理人の同意がなくてもさまざまな契約ができるようになります。契約を結ぶか判断するのは自分であり、その契約の責任は自分で負うことを意味します。契約は内容を十分に確認し、本当に必要か、支払いは続けられるかななどをよく考え、慎重に行いましょう。



月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18歳からの消費生活① ークレジットカードー

●**渋川市消費生活センター** ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



2022年4月からの成年年齢の引き下げで、18歳からクレジットカードの契約ができるようになります。便利な決済手段である反面、よく理解して使うことが大切です。

クレジット契約とは

クレジット契約は、消費者・クレジット会社・販売店の三者間で結びます。消費者がカードを使うと、クレジット会社が代金を販売店に立て替えて支払い、翌月以降に消費者の銀行口座から引き落とします。カードをつくるときは消費者に収入状況などの支払能力を審査します。



注意する ポイント

○手数料

リボ払いや分割払いを選ぶと、利用金額に加えて手数料がかかる場合があります。

○管理

不正利用被害が増えています。裏面には必ず署名しましょう。カードから目を離したり、不用意に情報を入力したりしないようにしましょう。

○延滞

延滞を放置または繰り返すと信用情報に記録され、今後ローン審査が通らないことがあります。

○利用明細の確認

使いすぎを防ぎましょう。不正利用に気づいたら、すぐにクレジット会社に連絡しましょう。

次号ではクレジットカードの注意点など事例を交えて紹介します。

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18歳からの消費生活② ーリボ払いってなに？ー

● **渋川市消費生活センター** ☎22-2325

(月)～(金)午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● **群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

● **消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



12月号ではクレジットカードについて紹介しました。今回はリボ払いについて紹介します。

リボ払いとは

リボ払いは利用金額・件数にかかわらず、あらかじめ設定した金額を毎月支払います。支払いが一定金額である一方、手数料が高い傾向にある、支払い終了時期が分かりにくいなどの点で注意が必要です。

○事例1

カードの申し込み時にリボ払い専用のカードであることに気づかず、約10年間カード支払いの利用を続けた。利用明細は確認しておらず、気づいたら借入残高は約100万円になっていた。

○事例2

偶然、カードの利用明細を確認したところ、手数料率15%で毎月3万円の返済をするリボ払いになっており、借入残高は約80万円になっていた。以前、クレジット会社からリボ払いを進められ、了承した記憶はあるが詳しい話は聞かなかった。

リボ払いで
借入残高が高額
になることも

意図しないリボ払いに気をつけるために

○クレジットカードを申し込む前に、支払い方法を必ず確認しましょう。

○毎月の利用明細を必ず確認しましょう。リボ払いを使用する場合は、借入残高と支払額を特に確認しましょう。

○リボ払いへ変更を促す勧誘があった時は、よく考えてから変更を決めましょう。

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18歳からの消費生活③ —初めての賃貸契約—

●**渋川市消費生活センター** ☎22-2325

(月)～(金)午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるため、アパートなどの賃貸も親などの法定代理人の同意を得ずに契約が可能になります。次のポイントに気を付けましょう。

4つのポイント

①部屋を探すとき

思わぬトラブルを避けるために間取り、立地、周辺環境など、生活に必要な情報は自分の目でしっかりと確認することが大切です。

③契約を結ぶとき

「賃貸借契約書」には支払いや部屋を利用する際のルールなどが記載されています。確認してから契約を結びましょう。

②契約の前に

契約の前に建物や設備などの状況について「重要事項説明」を書面と口頭で行われます。十分に理解し、納得してから契約しましょう。

④入居したら

部屋に傷や汚れをつけた場合は、退去するときに元に戻す義務※があります。部屋の入居時に傷などがあつた場合は写真を撮っておきましょう。

※国土交通省の定めるガイドラインでは経年劣化などは貸主負担になるとされています。

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18歳からの消費生活④ —もうけ話には注意して—

●**渋川市消費生活センター** ☎22-2325

（月）～（金）午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



マルチ取引のなかでも「〇〇に投資すれば配当があり、人に紹介すれば報酬ももらえる」というような「モノなしマルチ」の相談が10代後半～20歳代の若者で増加しています。

事例

友人からいい話があると言われ、「海外不動産に投資すると仮想通貨で配当ができる。また、投資者を紹介すれば紹介料を受け取れる。借金をしても配当や紹介料で簡単に埋め合わせができる。」と説明を受けた。約130万円を借金し、友人に渡した。後日、セミナーに参加したが、投資の説明はなく、勧誘方法のみの内容だった。不審に思い、解約を申し出たが、返金は半額しかできないと言われた。

注意する ポイント

①もうかる仕組みや実態がわからないものには関わらないようにしましょう。

②勧誘のきっかけは友人や知人からが多いです。断りにくくてもきっぱり断りましょう。

③お金がないと断ると借金などを勧められることがあります。契約しない意思をはっきり示しましょう。

令和3年度も「月1で学ぶ！消費者の賢コツ」でさまざまな消費生活に関する情報を紹介してきました。今後も消費生活の相談体制充実を維持するとともに、啓発活動を推進し、消費者行政の強化に取り組んでいきます。